

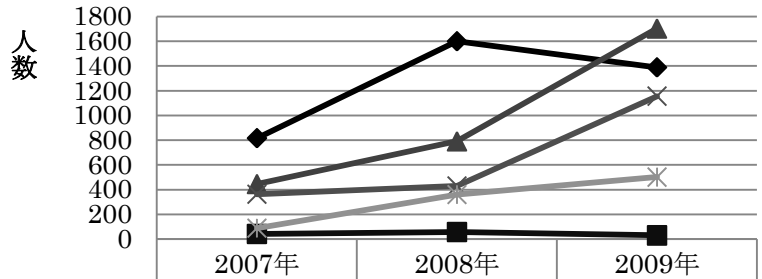


資料

●過去3年間の難民認定申請数と処理数の推移／難民申請出身国トップ3／難民認定者出身国別トップ

2005年まで多くて400人超しの申請者数が06年からかなり伸びている。しかし、難民認定数は横ばい状態。不認定者数は09年申請者数を越した。難民認定の結果を出すのに時間がかかり、また不認定数も多く、仮放免状態の難民申請者を多く出す結果になっている。

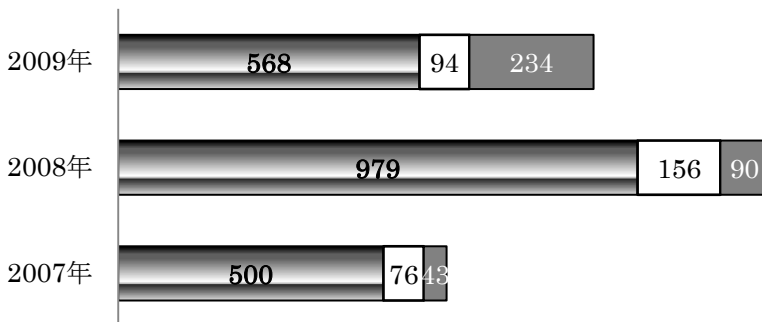
難民認定数申請及び処理数の推移 (過去3年間)



項目	2007年	2008年	2009年
申請数	816	1599	1388
認定数	41	57	30
不認定数	446	791	1703
異議申立数	362	429	1156
人道的配慮による	88	360	501

過去3年間の難民申請者・国別トップ3

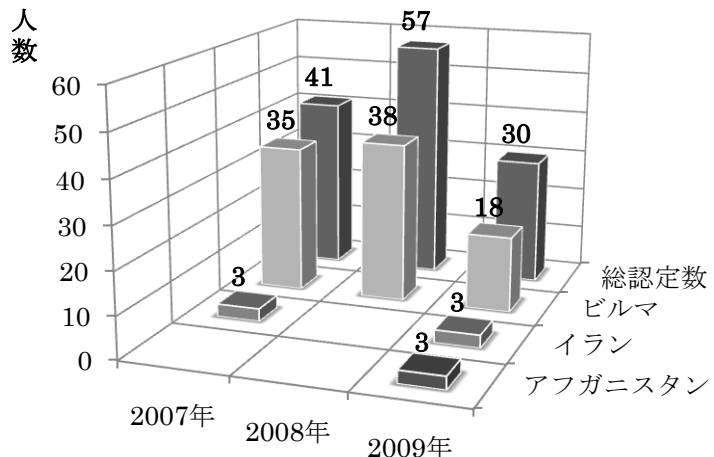
■ビルマ □トルコ ■スリランカ



上記の数字から難民申請者の国別にトップ3を見たもの。ビルマ難民が多くトルコ系クルド難民、スリランカ難民がここ3年間の主な難民申請者の出身国である。09年のスリランカ難民が多くなっている。スリランカではこの年5月には最大の武装組織LTTEが政府により制圧されているのに、政情不安が増大している。

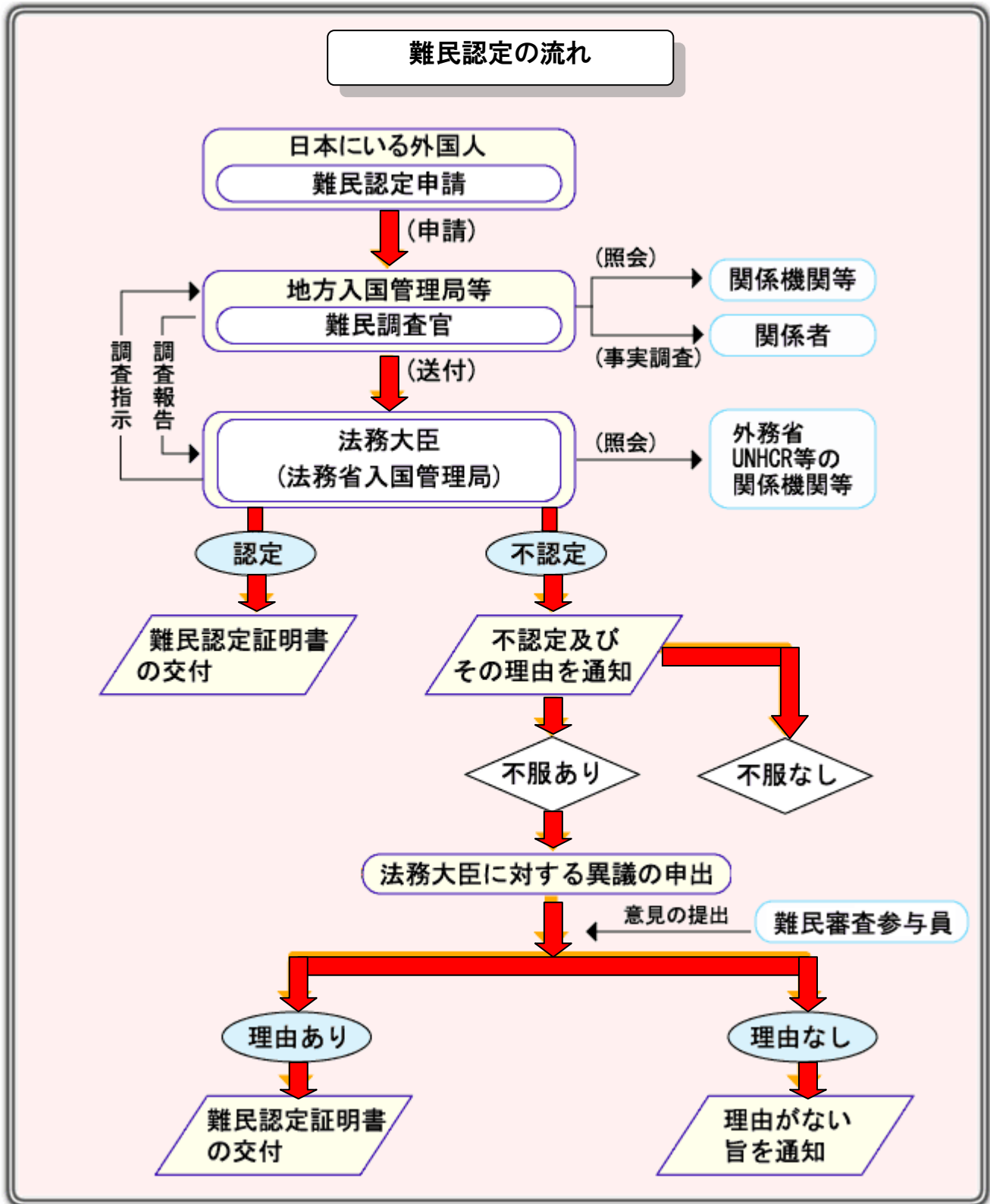
各年難民認定者のうち、トップの国をグラフ化したもの。法務省公表のデータでは年により、認定者の国数を表記する年もあれば、特にない年もある。いずれの年も大部分はビルマ難民で、法務大臣の裁量による「在留特別許可」も同様の傾向である。

過去3年間の難民認定者出身国別トップ



難民と認められるまで（難民認定制度）

現行の難民認定の流れは次のようになっています。

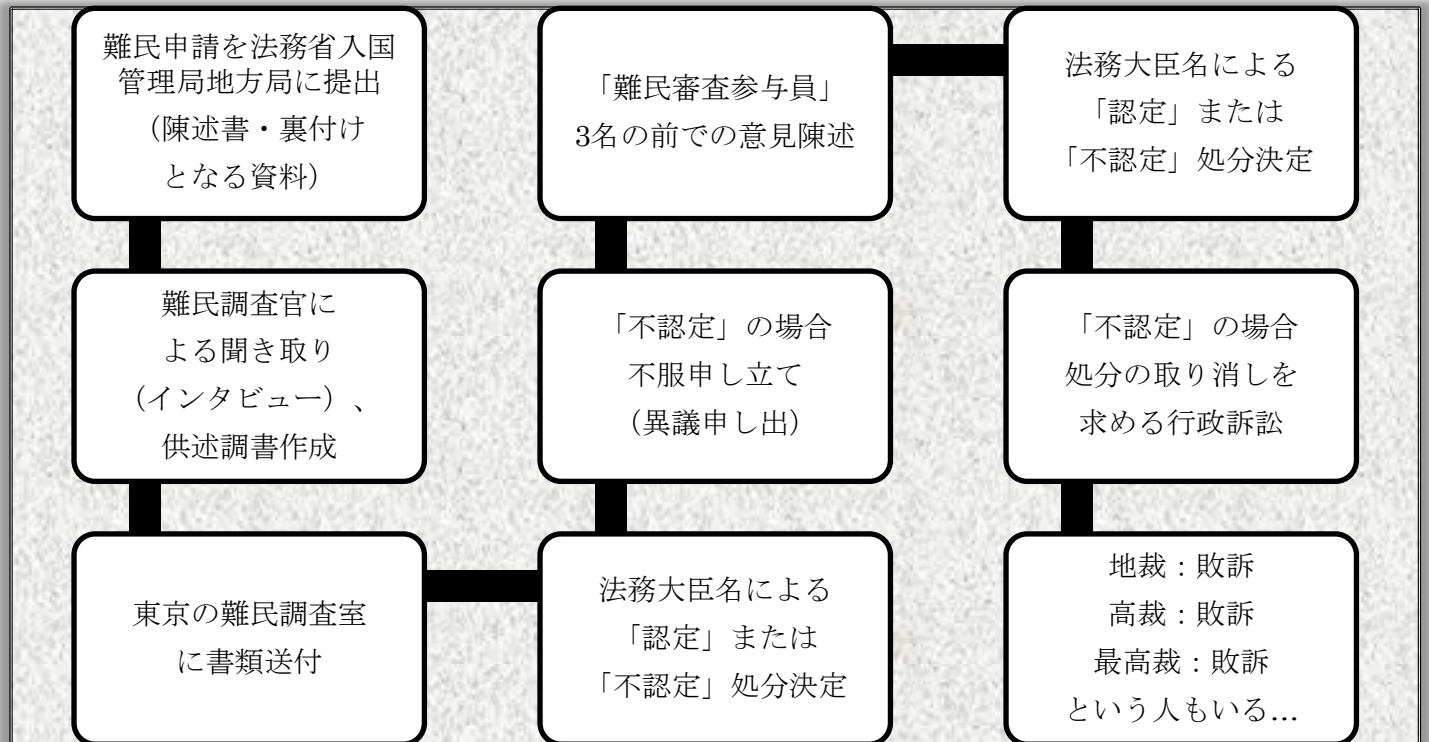


法務省入管局「難民認定手続案内フローチャート」より

http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/nanmin/nanmin_flow.html



難民申請の流れ



A 「証拠」を求める難民認定

難民たちは、難民であることを説得できる「完全な証拠」の提出を求められます。ある組織に所属していたこと、あるいはある集会に参加していたこと、あるいは令状なしに拘束されたことを証明する文書証拠、などです。しかし難民は迫害を受け、命からがら祖国を逃れた人が多く、その証拠を持ち合わせていない場合がほとんどです。また審査のためのインタビュー調査や、申請者に対する情報提供の際の通訳の制度が整っていないため、申請者に対する十分な情報提供がされていません。

B 参与委員制度の欠陥（中立性、公平性の欠如）

難民認定の一次審査と、異議申出を受ける際の二次審査とも「入管法違反者」を取り締まる入国管理局が行うため、難民審査の中立性と公平性が確保されていません。異議申出の二次審査に関与する参与委員制度の参与委員の任命権は、事実上入管が持っており、参与委員の中立性、公平性が確保されておらず、参与委員は入国管理局の下請となっているのが現状です。2010年5月現在、参与員は55人ですが、たった3人1組で審理されています。

C 立証の機会を奪う難民申請者の収容

入国後すぐに申請すると仮滞在許可が与えると法律に謳われています。しかし2006年8月から、2009年末までほぼ許可されていません。UNHCRから難民と認められた人も「逃亡の恐れあり」との理由で収容されています。難民申請者のほとんどは、「入管法違反者」として収容されます。仮放免されなかった難民申請者は収容され、手足を縛られた状態で、自分が難民であることを立証しなければなりません。それゆえ収容された難民申請者が難民であることを立証することは不可能に近いと言えます。

D 入管の判断に追従するだけの裁判所

難民と認められなかったたくさんの人が裁判を起こしています。しかし言葉も通じない国での裁判は多くの苦勞があります。国は、難民たちが苦心して集めた証拠や証言の価値を否定する主張を繰り返します。難民申請制があることも知らない段階で入管職員が作成した供述調書をたてに、難民は嘘つきだと主張します。裁判官は、国に勝たせるための不都合な証拠をこっそり無視する、強引な証拠解釈を行うなどによって、不認定処分を追従する判決文を作文しています。・・・ほとんどの人が裁判を起こしても負けてしまいます。